資料4

# 入院者訪問支援事業について

神奈川県健康医療局 がん・疾病対策課精神保健医療グループ

令和6年2月9日

## 目次

- 1 入院者訪問支援事業とは
- 2 県が予定している事業概要
- 3 本事業進め方に係る検討の場について(案)

# 1 入院者訪問支援事業とは

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、 入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした 訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市(以下、「都道府県等」という。)

### 精神科病院



### 【支援対象者】

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1) と同等 に支援が必要として都道府県知事が認め、 本事業による支援を希望する者

### 第三者である訪問支援員が、医療機関外から入院中の患者を訪問し支援

※入院者の求めに応じて、都道府県等が派遣を調整



面会交流、支援 傾聴、生活に関する 相談、情報提供 等 ※2人一組で精 病院を訪問



### 都道府県等による選任・派遣



### 【訪問支援員】

- 都道府県知事が認めた<u>研修を修了</u>した者のうち、都道 府県知事が選任した者
- 支援対象者からの<u>求めに応じて</u>、入院中の精神科病院 を訪問し、支援対象者の<u>話を誠実かつ熱心に聞く(傾</u> <u>聴)</u>ほか、入院中の<u>生活に関する相談や、</u>支援対象者が 困りごとを解消したり、希望する支援を受けるためには どうすれば良いのかを対象者に情報提供する。

### 【入院者訪問支援事業のねらい】

医療機関外の第三者が、支援対象者と会話を交わし、支援対象者 の話を傾聴することにより、様々な思いを受け止め、対象者が自ら の力を発揮できるよう、対象者の立場に立って寄り添うもの。

#### (留意点)

- ・令和6年度より法定事業として位置づけ。(守秘義務等)
- ・訪問支援員について、特段の資格等は不要。※研修修了は義務
- ・訪問支援員が対象者に代わって対象者の困りごとを解決することや、 訪問支援員が医療・介護・障害福祉サービスの利用を調整したりサービ スを自ら提供することは、本事業の支援として意図するものではない。

孤独感、自尊心の低下

誰かに相談し たい、話を聞 いてほしい



### 【精神科病院に入院する方々の状況】

医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすく、

- ・孤独感や自尊心の低下
- ・日常的な困りごとを誰かに相談することが難しい、支援を受けたいが誰に相 談してよいかわからないといった悩み を抱えることがある。

第三者による支援が必要

Kanagawa Pref

精神科病院に入院している支援対象者の自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消が期待される。

# 入院者訪問支援事業とは



市町村長同意による医療保護 入院者等



電話・手紙等

① 面会希望

① 入院者本人もしくは、市町村 長同意の担当者又は精神科病院の 退院後生活環境相談員等を経由し、 面会希望の連絡を受ける



都道府県等

事務局

都道府県等 又は 委託先の事業所

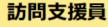


② 面会日の調整

② 登録者から訪問支援員2名を 選任し面会日を調整する

④ 実施報告

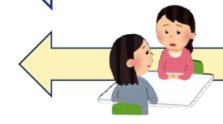
④ 訪問支援員より面会の報告 を受ける





③ 必要に応じて精神科病院の退院後 生活環境相談員やその他の職員等の 協力を得ることで、できる限り支援 対象者の希望に添えるよう、訪問支 援員の派遣調整を行う。

面会日連絡



精神科病院

連

退院後生活環境相談員 その他の職員等



訪問支援員は、2人一組(※)で 精神科病院を訪問し、面会交流を行う

(※) ペアで訪問をする事で互いにフォローができ 緊張感の緩和につながることが先行事例から 示されている。

また、訪問支援のスキルアップのためには 経験の少ない者と経験を重ねた者によるペア での実施が効果的とされている。

訪問支援(面会交流の実施)



# 2 県が予定している事業概要

	精神科	地域
現状	・非自発的入院患者は <u>孤立しやすい</u> ことが、 国の検討会で報告されている。	・精神科病院の入院患者の約9割は、1年未満で 退院する。 ・1年以上の <u>長期入院患者の退院が進まない</u> 。
課題	・身寄りのない患者には、 <u>地域の情報が届かない</u> 。 ・孤立化は、 <u>自尊心の低下を招きやすい</u> 。 ・自尊心が低下すると、 <u>退院の意欲もわきにくい</u> 。	・長期入院患者への <u>有効な支援策となる「地域移</u> 行支援」等の利用が伸びない。
必要な 対策	∨ <u>患者の孤立感を解消し、地域移行につなげる</u> ∨ <u>地域の援助事業者との連携を促進する</u> 等	<ul><li>✓ ピアサポーターの力を活用した支援の強化</li><li>✓ 地域移行支援の対象者の把握</li><li>等</li></ul>



### 令和6年度から実施



# 入院者訪問支援事業

令和6年度当初予算:21,798千円

(がん・疾病対策課)

精神障害者地域移行支援強化事業 令和6年度当初予算:21,402千円 (障害福祉課)

Kanagawa Prefe

# 2 県が予定している事業概要

### 入院中 地域移行期 地域定着期

### <入院者訪問支援事業>

- 〇病院と事業者との連携促進
  - ・積極的な情報交換
- 〇精神科病院訪問
  - ・入院患者の気持ちや不安を傾聴
  - ・患者への必要な情報提供
- <地域移行支援強化事業>
- ○精神科病院訪問
  - ・ピアサポーターによる普及啓発
  - · 退院意欲喚起
- ○積極的なケース把握
  - ・個別給付へつなげる働きかけ

- <地域移行支援強化事業>
- ○精神科病院訪問
  - ・ピアサポーターからの情報 提供
- ○個別給付の積極的な実施
  - ・地域移行支援計画の作成
  - ・定期的な面接
  - ・体験等の実施 等

<地域移行支援強化事業>

- ○個別給付の積極的な実施
  - ・地域定着支援や自立生活援助 の積極的な実施

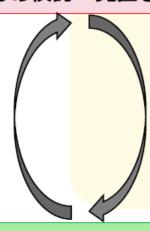


入院中から地域生活まで、一貫した「当事者目線」の支援を提供し、 精神障がい者にとって切れ目のない支援を受けられる環境を作ります

# 3 本事業の進め方に係る検討の場について(案)

### 進め方の検討・見直し

### 推進会議



### 【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに事業の進め方について検討や見直しを図る場とする。

### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

<u>都道府県等の協議の場(地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等)の活用を可能とする。</u>

### 【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、 その他有識者等

### 課題等の洗い出し・検証

### 実務者会議

### 【目 的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施においての具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、事業の円滑な推進と、更なる充実を図る場とする。

#### 【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

(運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする)

### 【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者(市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当)、その他の当該事業に係る者等

(厚生労働省資料より引用)

# 本審議会を推進会議として位置づけたい